



地域安全ニュース

平成21年8月号

悪質で危険が一杯

～女子中・高生の皆さん!狙われているのは、あなたです!～

【出会い系サイト規正法】(正式名称は「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」といいます。)は、平成15年に制定されました。その後、出会い系サイトの利用に起因した犯罪が依然として多発したことに鑑み、平成20年に、出会い系サイト事業者に対する規制の強化等を図るため、同法の一部が改正され、平成20年12月1日から施行されています。

先月18日発生の子葉団地女性殺人事件並びに逮捕監禁事件でも出会い系サイトを利用した女性やその実母が被害者となり、男性が犯人として逮捕される等、出会い系サイトを利用の男女が関与した殺人事件等は、後を絶ちません。

危ない出会い系サイトの手口を知り、危険を避けるために。

出会い系サイトは絶対NO!

ふいふい・・・興味しんしん。「私だけは大丈夫!」、その思い込みが犯罪被害の第一歩。

自分自身を守る3つのNO! 「STOP」

【見ない!】

「出会い系サイト」にはアクセスしないこと。また、携帯電話やパソコンに届いた「出会い系サイト」の勧誘メールは、絶対に見ないこと。

【書き込まない!】

一度“書き込み”をすると、相手はさまざまな形で勧誘してきます。

【絶対に会わない!】

「出会い系サイト」を利用して会うことは絶対にいけません。それが相手の狙いです。

「出会い系サイト」による犯罪被害者は、女子中・高校生がほとんど!

「出会い系サイト」による犯罪は、後を絶ちません。監禁、恐喝、強盗、集団強姦、児童買春・児童ポルノ禁止法違反などから、さらに誘拐や殺人など、生命に関する事件も起きています。

事件ファイル

検挙された事件の例

【児童買春・児童ポルノ禁止法違反】H20・8

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女子児童をホテルに連れ込みいたずらするとともに、その場面等をデジタルカメラで撮影して児童ポルノを製造した。

【強盗殺人未遂】H20・9

被疑者は、出会い系サイトを通じて知り合った女性を誘い出し、車内において、女性の頭部を工具で殴り、スタンガンを押しついたり、首を締めたりしてキャッシュカード等を奪い取った。

【恐喝・傷害】H20・11

被疑者らは、出会い系サイトを通じて知り合った男性を誘い出し、「人の彼女に何しとんがよ」などと因縁を付け、顔面を殴る等の暴行を加えて怪我を負わせ、現金を脅し取った。

被害児童のアクセス手段は、98.6%が携帯電話！

携帯電話の機能には便利さだけでなく、犯罪に巻き込まれる危険性も潜んでいることをしっかりと認識しましょう。

「保護者の方へ」

家族で防ぐ、「出会い系サイト」の犯罪被害対策。

- ・携帯電話には「フィルタリングサービス」を設定してください。
携帯電話各社では有害サイトへのアクセスを制御する「フィルタリングサービス」を、無料で提供しています。（詳しくは、携帯電話各社にお問い合わせ下さい。）
また、お子様の携帯電話に「フィルタリングサービス」を設定する等「出会い系サイト」の利用を防止することとされています。【出会い系サイト規正法第4条】
- ・携帯電話の利用状況を話しあえる環境を作りましょう。
お子様がどのように携帯電話を使っているのか、家庭でも気軽に話し合えるようにしましょう。また、利用料金などもチェックするように心掛けてください。

「出会い系サイト規正法」について

- ・18歳未満の児童は「出会い系サイト」を利用できません。
【出会い系サイト規正法】では、18歳未満の児童がこれを利用することを禁止しています。
- ・【出会い系サイト規正法】が、より厳しく改正されています。
平成20年に、【出会い系サイト規正法】が「出会い系サイト」事業者に関する規制の強化、児童による利用の防止措置の強化を目的として改正されています。

以下のような書き込みは犯罪です 【出会い系サイト規正法第6条】

- ・「出会い系サイト」に、児童にかかわる性的関係など、または対償を示した異性交際の書き込みをすることは、大人でも児童でも処罰の対象となります。
- ・改正法では、児童にかかわる異性交際の書き込みも禁止されます。

香芝市生活安全推進協議会